

化学物質管理基準書

(お取引先様向け)

Ver. 26

NTTイノベーティブデバイス株式会社

資材調達部

品質保証部

目次

1. はじめに	P. 2
2. 適用範囲	P. 2
3. 用語の定義	P. 2
4. 要求事項		
4-1. 指定化学物質の管理	P. 3
4-2. 変更管理	P. 3
5. 文書の提出	P. 4
6. 運用	P. 4
7. 制改訂履歴	P. 4
参考. Ver. 26の主な変更	P. 6
化学物質管理基準書 Ver. 26付属書	P. 7
別表1	__ 工程使用禁止物質	
別表2	__ 含有禁止物質	
別表2a	__ RoHS指令禁止物質と当社の規制値	
別表2b	__ RoHS指令の適用除外となる用途、条件	
別表2c	__ 特定アミン	
別表3	__ 含有管理物質	



1. はじめに

本基準書は NTTイノベティブデバイス株式会社(以下、当社という)へ納入される生産材(注1)に含まれる化学物質、及びその製造工程で使用される化学物質に関して、当社の管理基準を明確にし、管理を徹底することを目的としています。

今後、当社では、本基準書に定める禁止物質を製造工程において使用している、或いは含んでいる生産材は原則、納入禁止とします。また、当社より要請する調査や情報開示等に積極的にご協力頂けるお取引先様とは、より強力なパートナーシップを築いて参ります。

お取引先様におかれましては、本基準書の趣旨を充分ご理解頂いた上、今後も当社の活動にご協力頂きますよう、宜しくお願い致します。なお、調査や情報開示等に関して問題がある場合には、当社窓口へご相談頂くようお願い致します。

注1)「生産材」とは、当社製品並びに製品に組み込まれる部品/材料/半製品/ユニット/装置/ケーブル類/表示材料(インク、ラベル等)及びこれらの納入品に接触する梱包材(トレイ、シート等)、更には当社製品の出荷に用いられる物品(箱、トレイ、テープ、緩衝材等)を指す。

2. 適用範囲

本基準書は、当社へ納入される生産材(以下、納入品という)を対象とする。

3. 用語の定義

- (1)「工程使用禁止物質」とは、納入品の製造工程における使用を禁止する物質をいう。IEC62474 データベース(注2)のオゾン層破壊物質を当社の工程使用禁止物質とする。(付属書 別表1)
- (2)「含有禁止物質」とは、成分や添加剤として意図して納入品に含むこと、加えることを禁止する物質をいう。非意図的に含まれた場合でも、その物質が法令違反、規制値を超えるレベルで検出される場合、納入禁止とする。国内外の法規制および業界基準などにより製造や使用が禁止または制限されている物質で、IEC62474 データベースの対象物質の一部およびNTTのグリーン調達ガイドライン(有害物リスト)の含有禁止物質に指定されている物質などを当社の含有禁止物質とする。(付属書 別表2)
- (3)「含有管理物質」とは、含有情報を把握し適正管理すべき物質をいう。「含有禁止物質」以外のIEC62474 データベースの対象物質、および欧州 REACH 規則の認可対象候補物質に指定された高懸念物質(以下、SVHC 候補物質という)などを当社の含有管理物質とする。(付属書 別表3)
- (4)上記(1)～(3)を総称して、当社「指定化学物質」と呼ぶ。
- (5)「追加調査物質」とは、当社顧客等からの要求によって、当社「指定化学物質」以外に含有情報を把握し適正管理すべき物質をいう。

(6)「含有」とは、成分として意図して含まれている或いは添加されていること、若しくは不純物などとして非意図的に含まれており、その含有濃度が当社指定の規制値あるいは閾値レベルを超えていることをいう。

(7)「含有情報」とは、納入品に含まれている指定化学物質の物質名と CAS 番号およびその含有量、組成、使用目的、指定化学物質が含まれる部位の名称とその質量等をいう。

注2) IEC62474 “Material declaration for products of and for the electrotechnical industry” データベースは下記の URL で参照できる。<http://std.iec.ch/iec62474>

4. 要求事項

4-1. 指定化学物質の管理

番号	要求項目	要求内容(基準となる別表)
1)	工程使用禁止物質の不使用	●工程使用禁止物質を製造工程において使用しないこと。(付属書 別表1による)
2)	含有禁止物質の不含有	<p>●含有禁止物質を含まないこと。(付属書 別表2による)</p> <p>* 含まれている場合、納入禁止。</p> <p>* 納入品に混入したことが事後に判明した場合には、可能な限り速やかに当社へ文書で通知すること。</p> <p>▼規制値未満(不含有)であっても、含有量が分かっている場合にはその含有情報を報告すること。</p> <p>* 報告した含有情報に誤りがあることが判明した場合には、速やかに当社に文書で通知すること。</p>
3)	含有管理物質の管理	<p>●含有管理物質に関して、含有情報を把握し適正管理に努めること。(付属書 別表3による)</p> <p>* 含有情報を報告すること。</p> <p>* 報告した含有情報に誤りがあることが判明した場合には、速やかに当社に文書で通知すること。</p>

●: 必須 / ▼: 該当する場合、必須

4-2. 変更管理

材料/部品/工程変更時には、化学物質及び材料材質に関して確認を行い、4-1項における変更内容を速やかに当社に文書で通知すること。

5. 文書の提出

当社から下表の文書の提出を依頼した場合、指定期日までに提出のこと(注3)。

番号	文書名	対象化学物質
(a)	「含有禁止物質の不含有保証書」(様式 1-1)	・含有禁止物質
(b)	「指定化学物質含有情報報告書」(様式 2-1) あるいは 「chemSHERPA(注4)」	・含有禁止物質 ・含有管理物質 (追加調査物質)
(c)	「SVHC候補物質含有情報報告書」(様式 2-2) あるいは 「chemSHERPA(注4)」	・含有管理物質 (SVHC候補物質)
(d)	「全構成部材一覧」(様式 3)	

注3) 当社顧客の要求により、別様式の文書の提出を求める場合がある。

注4) 「chemSHERPA」は、下記の URL から「chemSHERPA データ作成支援ツール」の最新版をダウンロードして提出すること。<https://chemsherpa.net/>

6. 運用

個々の納入品への本基準書の適用に関しては、仕様書又は注文書にて指示する。

7. 制改訂履歴

Ver. 1: 制定 2003年10月21日 / 施行開始 2003年11月10日
 Ver. 2: 改訂 2005年03月22日 / 運用開始 2005年04月01日
 Ver. 3: 改訂 2006年01月20日 / 運用開始 2006年01月23日
 Ver. 4: 改訂 2006年05月22日 / 運用開始 2006年06月01日
 Ver. 5: 改訂 2007年05月18日 / 運用開始 2007年06月01日
 Ver. 6: 改訂 2008年03月27日 / 運用開始 2008年04月01日
 Ver. 7: 改訂 2008年04月21日 / 運用開始 2008年05月01日
 Ver. 8: 改訂 2009年11月30日 / 運用開始 2009年12月01日
 Ver. 9: 改訂 2010年05月28日 / 運用開始 2010年06月01日
 Ver. 10: 改訂 2010年11月26日 / 運用開始 2010年12月01日
 Ver. 11: 改訂 2011年05月23日 / 運用開始 2011年06月01日
 Ver. 12: 改訂 2012年09月21日 / 運用開始 2012年10月01日
 Ver. 13: 改訂 2013年09月13日 / 運用開始 2013年10月01日
 Ver. 14: 改訂 2014年09月12日 / 運用開始 2014年10月01日
 Ver. 15: 改訂 2015年09月11日 / 運用開始 2015年10月01日

Ver. 16:	改訂	2016年09月16日	／	運用開始	2016年10月01日
Ver. 17:	改訂	2017年09月13日	／	運用開始	2017年10月01日
Ver. 18:	改訂	2018年06月15日	／	運用開始	2018年07月01日
Ver. 19:	改訂	2019年03月20日	／	運用開始	2019年04月01日
Ver. 20:	改訂	2019年10月18日	／	運用開始	2019年11月01日
Ver. 21:	改訂	2021年03月19日	／	運用開始	2021年04月01日
Ver. 22:	改訂	2021年09月15日	／	運用開始	2021年10月01日
Ver. 23:	改訂	2022年09月16日	／	運用開始	2022年10月01日
Ver. 24:	改訂	2023年09月12日	／	運用開始	2023年09月12日
Ver. 25:	改訂	2025年05月27日	／	運用開始	2025年05月27日
Ver. 26:	改訂	2025年10月15日	／	運用開始	2025年10月15日

参考. Ver. 26の主な変更

- 1) 本文中の版数表記「第 x 版」の記述部を「Ver. x」に変更する。
(x:版数)

以上

化学物質管理基準書 Ver. 26 付属書

別表1 工程使用禁止物質

納入品の製造工程における使用を禁止する物質。IEC62474 データベースのオゾン層破壊物質を使用禁止物質とする。

番号	分類名	含まれる物質群
0-1	モントリオール議定書の オゾン層破壊物質	CFC 類
		1,1,1-トリクロロエタン
		四塩化炭素
		ハロン
		HBFC 類
		臭化メチル
		ブロモクロロメタン
		HCFC 類

別表2 含有禁止物質

成分や添加剤として意図して納入品に含むこと、加えることを禁止する物質をいう。非意図的に含まれた場合でも、その物質が法令違反、規制値を超えるレベルで検出される場合、納入禁止とする。国内外の法規制により製造や使用が禁止または制限されている物質で、IEC62474 データベースの対象物質の一部およびNTTのグリーン調達ガイドライン(有害物リスト)の含有禁止物質に指定されている物質を当社の含有禁止物質とする。

番号	IEC/ NTT (注1)	主な関 連法令 (注2)	物質群名	規制値 (備考)
1-1	IEC	g, h	カドミウム/カドミウム化合物	規制値を別表2a に、 適用除外項目を別表 2b 示す (RoHS 指令禁止物 質)
1-2	IEC	g, h	六価クロム化合物	
1-3	IEC	g, h	鉛/鉛化合物	
1-4	IEC、N	g, h	水銀/水銀化合物	
1-5	IEC、N	a, g, i	ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	
1-6	IEC、N	a, g, i	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	
1-7	IEC	g, h	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP) (CAS No. 117-81-7)	
1-8	IEC	g, h	フタル酸ブチルベンジル(BBP) (CAS No. 85-68-7)	
1-9	IEC	g, h	フタル酸ジブチル(DBP) (CAS No. 84-74-2)	
1-10	IEC	g, h	フタル酸ジイソブチル(DIBP) (CAS No. 84-69-5)	
1-11	IEC、N	a	トリブチルスズ=オキシド(TBTO) (CAS No. 56-35-9)	意図的添加あるいは 1000ppm
1-12	IEC	h	三置換有機スズ化合物 (TBT 類、TPT 類など)	意図的添加あるいは 1000ppm
1-13	IEC	h	ジブチルスズ化合物(DBT)	1000ppm
1-14	IEC	h	ジオクチルスズ化合物(DOT)	
1-15	IEC、N	a, h, i	ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)及び特定代替品 (Ugilec141、Ugilec 121、Ugilec 21、DBBT)	意図的添加
1-16	IEC	h	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	50ppm
1-17	IEC、N	a, i	ポリ塩化ナフタレン類(塩素数が1以上)	意図的添加
1-18	IEC、N	a, i	短鎖型塩化パラフィン(炭素鎖長 10-13)	意図的添加あるいは 1000ppm
1-19	IEC、N	b, h	アスベスト類(アモサイト、クロシドライト、クリソタイ ル、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト)	意図的添加
1-20	IEC	h	一部の芳香族アミン(別表 2c)を生成するアゾ染 料・顔料	30ppm
1-21	IEC、N	d	モントリオール議定書のオゾン層破壊物質(CFC 類、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ハロン、 HBFC 類、臭化メチル、ブロモクロロメタン、HCFC 類)	意図的添加
1-22	IEC	f	放射性物質	意図的添加
1-23	IEC、N	a	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ tert-ブチルフェノール(CAS No. 3846-71-7)	意図的添加あるいは 1000ppm

1-24	IEC、N	a、i	パーフルオロオクタンスルホン酸及びその塩 (PFOS/PFOSF) ($C_8F_{17}SO_2X$; X=OH, 金属塩, halide, amide など)	意図的添加あるいは 1000ppm
1-25	IEC	a、i	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びその塩、 PFOA 関連物質	0.025ppm、関連物質 は合計で 1ppm
1-26	IEC	h	ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル) (CAS No. 624-49-7)	0.1ppm
1-27	IEC、N	a、i	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	意図的添加あるいは 1000ppm
1-28	IEC		リン酸トリス (イソプロピルフェニル) (PIP (3:1)) (CAS No. 68937-41-7)	意図的添加
1-29	IEC	h	炭素数 9-14 のパーフルオロカルボン酸 (C9-C14、 PFCA) 及びその塩、C9-C14 PFCA 関連物質	0.025ppm、関連物質 は合計で 0.26ppm
1-30	IEC、N	a、i	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩 および PFHxS 関連物質	意図的添加または、 関連物質合計 1ppm
1-31	IEC、N	a、i	UV-328 (2-(2'-ヒドロキシ-3',5'-ジ-tert-ブチルフェ ニル)ベンゾトリアゾール)	1000ppm
1-32			赤リン (樹脂材使用のみ)	意図的添加
1-33	N	a、i	ヘキサクロロベンゼン	意図的添加 (上記以外の NTT 禁 止物質)
1-34	N	a、i	アルドリン	
1-35	N	a、i	ディルドリン	
1-36	N	a、i	エンドリン	
1-37	N	a、i	DDT	
1-38	N	a、i	クロルデン類 (ヘプタクロル)	
1-39	N	a	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル- N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン、又は N,N'- ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	
1-40	N	a	2,4,6-トリ-ターシャリーブチルフェノール	
1-41	N	a、i	トキサフェン	
1-42	N	a、i	マイレックス	
1-43	N	b	黄りんマッチ	
1-44	N	b	ベンジジン及びその塩	
1-45	N	b	4-アミノジフェニル及びその塩	
1-46	N	b	4-ニトリジフェニル及びその塩	
1-47	N	b	ビス (クロロメチル) エーテル	
1-48	N	b	ベーターナフチルアミン及びその塩	
1-49	N	b	ベンゼン含有ゴムのり (ベンゼン含有率が 5% を超 えるもの)	
1-50	N	e	シアン化合物	
1-51	N	e	有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メ チルジメトン及び EPNI に限る)	
1-52	N	c	ポリ塩化ジベンゾフラン	
1-53	N	c	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	
1-54	N	c	コプラナーポリ塩化ビフェニル	
1-55	N	a、i	ケルセンまたはジコホル	
1-56	N	a、i	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	
1-57	N	a、i	ペンタクロロベンゼン	
1-58	N	a、i	アルファーヘキサクロロシクロヘキサン	
1-59	N	a、i	ベーターヘキサクロロシクロヘキサン	
1-60	N	a、i	ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン/リンデン	
1-61	N	a、i	クロルデコン	
1-62	N	a、i	エンドスルファン	
1-63	N	a、i	ペンタクロロフェノールおよびその塩、エステル	

1-64	N	a、i	メキシクロル	
1-65	N	a、i	デクロランプラス	

注1) IEC:IEC62474 対象物質、N:NTTの含有禁止物質

注2) a:化審法、b:安衛法、c:ダイオキシン法、d:オゾン保護法、e:水濁法、f:その他の国内法、
g:RoHS指令、h:REACH規則附属書XVII(制限物質)、i:POPs規則

別表2a RoHS指令禁止物質と当社の規制値(注3)

対象物質	規制値	
カドミウム/カドミウム化合物	100ppm	梱包材: 左記の4物質の合計 100ppm
六価クロム化合物	1000ppm	
鉛/鉛化合物	1000ppm	
	300ppm(塩化ビニルケーブルのみ)	
水銀/水銀化合物	1000ppm	
ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	1000ppm	
ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	1000ppm	
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	1000ppm	
フタル酸ブチルベンジル(BBP)	1000ppm	
フタル酸ジブチル(DBP)	1000ppm	
フタル酸ジイソブチル(DIBP)	1000ppm	

注3) 上記の禁止物質が含まれている均質材料の質量を分母として各禁止物質の含有率(含有濃度)を求める。

別表2b RoHS 指令の適用除外となる用途、条件

対象物質	適用除外コード (注4)	除外となる用途、条件 [()内は RoHS 指令における適用除外の失効日](注5)
カドミウム/ カドミウム化合物	Cd-8(b)-I	下記用途の電気接点中のカドミウム(失効日はEUの決定による) -サーキットブレーカ -熱検知制御装置 -熱モータ保護器(密閉型熱モータ保護器を除く) -下記定格のACスイッチ: -AC250V以上で6A以上、あるいは -AC125V以上で12A以上 -DC18V以上で20A以上の定格のDCスイッチ -200Hz以上の電源周波数で使用されるスイッチ
	Cd-13(b)-(II)	ストライキング光学フィルタ中のカドミウム(失効日はEUの決定による)
	Cd-13(b)-(III)	反射基準(reflectance standards)に使用されるガラス中のカドミウム(失効日はEUの決定による)
鉛/鉛化合物	Pb-5(b)	0.2 wt%までの蛍光管のガラス中の鉛(失効日はEUの決定による)
	Pb-6(a)-I	鉛が ⁶ 0.35wt%以下の機械加工用途の鋼材および鉛が ⁶ 0.2wt%以下のホットディップ亜鉛メッキ鋼(失効日はEUの決定による)
	Pb-6(b)-II	鉛が ⁶ 0.4wt%以下の機械加工用途のアルミニウム材料(失効日はEUの決定による)
	Pb-6(c)	鉛が ⁶ 4wt%以下の鋼材(真鍮、りん青銅等)(失効日はEUの決定による)
	Pb-7(a)	高融点はんだ(85wt%を超える鉛を含む鉛合金)(失効日はEUの決定による)
	Pb-7(c)-I	ガラスまたはセラミック中、もしくはガラスまたはセラミックマトリクス化合物中に鉛を含む、キャパシタ中の誘電セラミック(例:ピエゾエレクトロニックデバイス)以外の電気および電子コンポーネント中の鉛(失効日はEUの決定による)
	Pb-7(c)-II	定格電圧が AC125V または DC250V 以上のキャパシタに使用され

		る誘電セラミック中の鉛(失効日は EU の決定による)
	Pb-13(a)	光学用途に使用される白色ガラス中の鉛(失効日は EU の決定による)
	Pb-13(b)-(I)	イオンカソード光学フィルタガラス中の鉛(失効日は EU の決定による)
	Pb-13(b)-(III)	反射基準(reflectance standards)に使用されるガラス中の鉛(失効日は EU の決定による)
	Pb-15(a)	以下の条件における、フリップチップICパッケージ内で半導体のダイとキャリア接合用のはんだ(失効日は EU の決定による) - 90nm 以上の半導体技術世代 - 300mm ² 以上の単一ダイ - 300mm ² 以上の、積層ダイパッケージ/シリコンインターポーザ
	Pb-18(b)	BSP (BaSi ₂ O ₈ :Pb) 等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光パウダー中の付活剤としての鉛(1wt%以下の鉛)(失効日は EU の決定による)
	Pb-24	機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛(失効日は EU の決定による)
	Pb-29	理事会指令 69/493/EEC の付属書 I(カテゴリ 1,2,3 および 4)で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛(失効日は EU の決定による)
	Pb-32	アルゴン・クリプトンレーザ管のウインドウ組立部品を形成するために用いられるシールフリット中の酸化鉛(失効日は EU の決定による)
	Pb-34	サーメットベースのトリマー電位差計の構成要素中の鉛(失効日は EU の決定による)
水銀 / 水銀化合物	Hg-1	シングルキャップの蛍光ランプ中の(バーナーあたり)下記を超えない水銀 (f)-I 主に紫外線を放射するランプ: 5mg (2027年2月24日失効)
	Hg-2(b)	ダブルキャップの一般目的用以外の蛍光ランプ中(ランプ毎に)の下記を超えない水銀 (4)-II 主に紫外線を放射するランプ: 15mg (2027年2月24日失効) (4)-III 非常灯: 15mg (2027年2月24日失効)
	Hg-3	2022年2月24日以前に上市された電気電子機器内の特別目的の冷陰極線蛍光ランプおよび外部電極蛍光ランプ(CCFL および EEFL) 中の下記を超えない水銀(ランプごと)
	Hg-4(a)-I	主に紫外線放射目的の低圧非蛍光体コーティング放電ランプ中の 15mg までの水銀(ランプごと)(2027年2月24日失効)
	Hg-4(b)	改善された演色評価数(colour rendering index) Ra80 超、105W 以下の一般照明目的の高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の 16mg を超えない水銀(バーナごと)(2027年2月24日失効)
	Hg-4(c)	一般照明目的用のその他の高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の下記を超えない水銀(バーナごと) (I)155W 以下: 20mg (2027年2月24日失効) (II)155W 超 405W 以下: 25mg (2027年2月24日失効) (III)405W 超: 25mg (2027年2月24日失効)
	Hg-4(e)	メタルハライドランプ(MH)中の水銀(2027年2月24日失効)
	Hg-4(f)	(II)2000 ルーメン(ANSI)以上が要求されるプロジェクタで使用される高圧水銀蒸気ランプ中の水銀(2027年2月24日失効) (III)園芸照明用の高圧ナトリウム蒸気ランプ中の水銀(2027年2月24日失効) (IV)紫外線を放射するランプ中の水銀(2027年2月24日失効)

注4) RoHS 指令(2011/65/EU)付属書 III(適用除外用途)で使用されている表記を示す。

注5) 当社の判断により、()内の失効日より前に適用除外項目を削除(禁止)する場合がある。

別表2c 特定アミン

物質名	Substance Chemical	CAS No.	Formula
4-アミノビフェニル	Biphenyl-4-ylamine	92-67-1	C ₁₂ H ₁₁ N
ベンジジン	Benzidine	92-87-5	C ₁₂ H ₁₂ N ₂
4-クロロ-2-メチルアニリン	4-chloro-o-toluidine	95-69-2	C ₇ H ₆ ClN
2-ナフチルアミン	2-naphthylamine	91-59-8	C ₁₀ H ₉ N
o-アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene	97-56-3	C ₁₄ H ₁₅ N ₃
5-ニトロ-o-トルイジン	5-nitro-o-toluidine	99-55-8	C ₇ H ₈ N ₂ O ₂
p-クロロアニリン	4-chloroaniline	106-47-8	C ₆ H ₆ ClN
2, 4-ジアミノアニソール	4-methoxy-m-phenylenediamine	615-05-4	C ₇ H ₁₀ N ₂ O
4, 4'-メチレンジアニリン	4,4'-methylenedianiline	101-77-9	C ₁₃ H ₁₄ N ₂
3, 3'-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine	91-94-1	C ₁₂ H ₁₀ Cl ₂ N ₂
3, 3'-ジメトキシベンジジン	3,3'-dimethoxybenzidine	119-90-4	C ₁₄ H ₁₆ N ₂ O ₂
3, 3'-ジメチルベンジジン	3,3'-dimethylbenzidine	119-93-7	C ₁₄ H ₁₆ N ₂
4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン	4,4'-methylenedi-o-toluidine	838-88-0	C ₁₅ H ₁₈ N ₂
6-メトキシ-m-トルイジン	6-methoxy-m-toluidine	120-71-8	C ₈ H ₁₁ NO
4, 4'-メチレン-ビス(2-クロロアニリン))	4,4'-methylene-bis(2-chloroaniline)	101-14-4	C ₁₃ H ₁₂ Cl ₂ N ₂
4, 4'-オキシジアニン	4,4'-oxydianiline	101-80-4	C ₁₂ H ₁₂ N ₂ O
4, 4'-ジアミノジフェニルスルフィド	4,4'-thiodianiline	139-65-1	C ₁₂ H ₁₂ N ₂ S
o-トルイジン	o-toluidine	95-53-4	C ₇ H ₉ N
4-メチル-m-フェニレンジアミン	4-methyl-m-phenylenediamine	95-80-7	C ₇ H ₁₀ N ₂
2, 4, 5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline	137-17-7	C ₉ H ₁₃ N
o-アニシジン	o-anisidine	90-04-0	C ₇ H ₉ NO
4-アミノアゾベンゼン	4-aminoazobenzene	60-09-3	C ₁₂ H ₁₁ N ₃

別表3 含有管理物質

含有情報を把握し適正管理すべき物質をいう。「含有」とは意図的添加あるいは閾値レベルを超えて含まれる場合をいう。これらの物質は、含有禁止物質以外の IEC62474 データベースの対象物質、および SVHC 候補物質などに相当し、閾値は製品の構成部位の重量で割った濃度とする。

番号	IEC (注6)	物質群名	閾値レベル (備考)
2-1	IEC	酸化ベリリウム (CAS No. 1304-56-9)	1000ppm
2-2	IEC	ニッケル(外部利用のみ)	意図的添加
2-3		ポリ塩化ビニル(PVC)および PVC コポリマー	1000ppm
2-4	IEC	臭素系難燃剤 (PBB 類、PBDE 類、HBCDD を除く)	1000ppm
2-5	IEC	塩素系難燃剤	1000ppm
2-6	IEC	過塩素酸塩	0.006ppm
2-7	IEC	フッ素系温室効果ガス(PFC、SF ₆ 、HFC)	意図的添加
2-8	IEC	ホルムアルデヒド(CAS No. 50-00-0)	意図的添加
2-9	IEC	フタル酸ジイソノニル(DINP) (CAS No. 28553-12-0, CAS No. 68515-48-0)	意図的添加あるいは 1000ppm
2-10	IEC	フタル酸ジイソデシル(DIDP) (CAS No. 26761-40-0, CAS No. 68515-49-1)	意図的添加あるいは 1000ppm
2-11	IEC	フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP) (CAS No. 117-84-0)	意図的添加あるいは 1000ppm
2-12	IEC	フタル酸ジ-n-ヘキシル(DnHP) (CAS No. 84-75-3)	意図的添加あるいは 1000ppm
2-13	IEC	多環芳香族炭化水素(PAH) ・ベンゾ[a]ピレン(CAS No. 50-32-8) ・ベンゾ[e]ピレン(CAS No. 192-97-2) ・ベンゾ[a]アントラセン(CAS No. 56-55-3) ・クリセン(CAS No. 218-01-9) ・ベンゾ[b]フルオランテン(CAS No. 205-99-2) ・ベンゾ[j]フルオランテン(CAS No. 205-82-3) ・ベンゾ[k]フルオランテン(CAS No. 207-08-9) ・ジベンゾ[a,h]アントラセン(CAS No. 53-70-3)	1ppm
2-14	IEC	ビスフェノール A(CAS No. 80-05-7)	意図的添加あるいは 1000ppm
2-15		ペンタクロロチオフェノール(CAS No. 133-49-3)	1%
2-16		アンチモン/アンチモン化合物	1000ppm
2-17		ヒ素/ヒ素化合物	1000ppm
2-18		上記以外のベリリウム/ベリリウム化合物	1000ppm
2-19		セレン/セレン化合物	1000ppm
2-20 ~		上記以外の SVHC 候補物質(注7)	1000ppm

注6) IEC:IEC62474 対象物質

注7) 欧州化学品庁(ECHA)によって REACH 規則の認可対象物質の候補リストが公表され次第、当該物質を当社の「含有管理物質」に追加する。

以上